

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月3日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 北海道檜山振興局
- (2) 住 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 江差町沖合（付図のとおり）
- (2) 期 間 許可日から
令和8年9月30日までのうち30日間程度

3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。
- (2) 一管区水路通報にて周知する。

海 海洋状況表示システム

